

26西選第391号
平成26年11月21日

西東京市議会議員選挙
立候補予定者様 各位

西東京市選挙管理委員会
委員長 西村 誠一
(公印省略)

衆議院議員総選挙が執行されることに伴い皆様が受けることになる政治活動・選挙活動の制限について（通知）

平素より適切な選挙の執行に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成26年11月21日に衆議院が解散されたことにより、衆議院議員総選挙が同年12月2日公示、同月14日執行と決定されました。

このことに伴い、西東京市議会議員選挙の立候補予定者である皆様に対し、公職選挙法第二百一条の五の規定により政治活動について規制がかかることとなり、衆議院議員総選挙の公示日から衆議院議員選挙の投票日まで（12月2日から12月14日まで）の期間につきましては、公共施設及び駅頭での講演及び演説等を含む政治活動が公職選挙法に抵触する可能性がありますので御注意ください。

また、衆議院議員総選挙の投票日と西東京市議会議員選挙の立候補届出日（告示日）が重なることから、12月14日に行うことのできる西東京市議会議員選挙の選挙活動にも制限される活動が発生します。

上記のほか、公職選挙法上の規制により行うことのできなくなった活動につきまして、別紙のとおり例示いたしますので十分に御注意いただきますようお願いいたします。

御不明な点がございましたら選挙管理委員会事務局までお問合わせください
選挙の適切な執行に向けて皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

主な根拠法令（公職選挙法抜粋）

公職選挙法

第百四十六条 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第百四十二条又は第百四十三条の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。

2 省略

公職選挙法

第百六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のためにする演説会（演説を含む。）を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第百四十条の二第一項ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

公職選挙法

第二百一条の五 政党その他の政治活動を行う団体は、別段の定めがある場合を除き、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。以下同じ。）の掲示並びにビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）の頒布（これらの掲示又は頒布には、それぞれ、ポスター、立札若しくは看板の類又はビラで、政党その他の政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示するものの掲示又は頒布を含む。以下同じ。）並びに宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。以下同じ。）のための自動車、船舶及び拡声機の使用については、衆議院議員の総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。

衆議院議員選挙の執行に伴い行うことのできなくなる活動の例

・ **政党、その他の政治団体としての公共施設を含む施設や駅頭での講演会、演説会の開催**
(公選法第二百一条の五)

この場合における政党、その他の政治団体とは衆議院議員総選挙における立候補者の有無は関係がなく、東京都選挙管理委員会への政治団体届出の有無も同様です。

任意団体を含むいかなる団体も、衆議院議員総選挙の選挙期間中は政治活動のための演説、講演会を開催することはできません。

・ **衆議院議員総選挙の立候補者が弁士として記載されている政治活動ポスターの掲示**
(公選法第一百四十六条) (公選法第二百一条の五)

現在、市内に掲示されている政治活動ポスターのうち、衆議院議員総選挙に立候補される方と西東京市議会議員選挙立候補者予定者が記載されているポスターにつきましては衆議院議員総選挙の公示日中までに撤去をする必要があります。

また、それ以外の政治活動用ポスターについても新たに掲示することはできません。

・ **衆議院議員総選挙の当日(12月14日)における西東京市議会議員選挙立候補者の選挙運動用自動車を受ける制限 (公選法第六十五条の二)**

衆議院議員総選挙の当日、投票所の入口から300m以内の場所においては、西東京市議会議員選挙の立候補者の選挙運動用自動車での連呼行為をすることができません。

また、連呼行為を行わない場合でも投票所の付近に駐車等をされますと、衆議院議員総選挙の選挙運動とみなされる恐れがあります。

・ **衆議院議員総選挙の当日(12月14日)における西東京市議会議員選挙立候補者の演説等を受ける制限 (公選法第六十五条の二)**

衆議院議員総選挙の当日、投票所の入口から300m以内の場所においては、演説会の開催、街頭演説等は開催することはできません。

※ 投票所入口から300mの範囲については、立候補説明会の際にお渡ししている「投票日当日選挙事務所を設置できない300メートル以内の区域」地図をご覧ください。

(根拠法令は裏面に掲載しています。)